

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

7 - 2008

巨大地震を考える

予知はどこまで進んだか

中 川 和 之

(時事通信社編集委員)



三十年以上前から、起きる、起きると言われている東海地震の現状について、まずご紹介する。

「東海大地震」はいつ起きるか

当時、東大助手だった石橋克彦氏が書いた地震学会の予稿集のタイトルは「東海地方に予想される大地震の再検討」となっている。駿河湾から四国沖にかけて、百年余間隔で巨大地震が繰り返して起きているのに、最も駿河湾に近いエリアは最近起きていないことは以前から指摘されており、石橋氏が初めて言い出したわけではない。彼が再検討した結果、「これまでよりもっと陸に近い所が震源で、それがいつ起こるか分からない」と発表したこと、マスコミの一部が特ダネとして伝えたことで大騒ぎになった。

それを受けて、地元の『静岡新聞』が大きく取り上げ、地元政治家も大騒ぎをしてご存じのような事態になった。「いつ起きるか分からない」と言っていたわけで、「あす起きる」とは言っていないが、「あしたかもしれない」と国会等々でも大騒ぎになった。

「想定東海地震」は、年四センチぐらいの速さで北上するフィリピン海プレートが列島側のプレートの下に潜り込んでストレスとしてたまり、解消するときに起きる。北上するフィリピン海プレートに乗っている伊豆半島の西側で東海・東南海・南海地震が、東側は関東地震を繰り返している。フィリピン海プレートの動きは、伊豆半島の付け根付近では固定されており、最も陸に近い想定東海

地震の震源域では、繰り返し周期の中で、ここだけ発生しなくてもおかしくはないという考え方もある。今は想定東海地震のさらに南側で起きる東南海地震の時期が近づいてきているため、東海だけ単独で起こらずに、一緒に起こると考えた方がいいだろうという考え方が主流になっている。

手探り状態続く地震予知

想定東海地震が起き始める時には、大きな揺れを起こす前に「プレスリップ」といわれるズレが始まると考えられており、それをキャッチするのが今の東海地震予知の仕組みだ。かつては、御前崎と掛川の間の定期的な測量結果だけを見て、それが「変化したか」「止まったか」とかと大騒ぎしていた。その数字が上下する理由が分からなかったが、測量機が日光に当たって伸びたり縮んだりする微妙な変化によるものだったことが後で分かるなど、手探りで行っていたのが初期の東海地震予知だ。

一九四四年十二月、東南海地震が起きる直前、陸軍測量部が御前崎と掛川の間を測量していて驚くぐらい数字が変化した。それがプレスリップによるものだと考えられている。その後、伊豆の群発地震などの際などに、プールいっぱいの水にビー玉一個を落としたときに起こる非常に微細なわずみまで調べられる体積ひずみ計のデータ変化を見極め、太陽や月の引力による地球潮汐や、降雨や気圧による変化などを補正して見ることでできるようになった。

九七年に観測点の周囲で行われた工事で、地面に土砂を積んでいた所があつて、土砂の重さでひずみ計が大きく変化したため、気象庁では「すわ、これは東海地震の前兆か」と震え上がったことがあつた。二月二十六日だったので、関係者の間では「気象庁の二・二六事件」と言われている。その後、データ異変の解析方法を整理し、一点だけの異常では直ちに危険が迫っているという情報を出し方にならなくなっている。

二〇〇〇年から〇五年にかけて、ひずみ計が継続して変化したため、大騒ぎになった。このまま急激に変化したらいよいよ東海地震の前兆だと考えた人もいて、「注意して監視すべきだ」という学会発表もなされ、それに基づいてやや先走った記事が出たこともあつた。結果としては、この傾向は五年間続いて収まった。最終的にはマグニチュード7以上の地震と同じぐらいの広さにわたって、ゆっくりゆっくりズレが起きていたことが分かった。「スロースリップ」という現象で、この地域でもしばしば繰り返されていたことも分かってきた。

実は国の政策の中に、「東海地震は起きないかもしれない」と書いてある。平成十五年十二月に中央防災会議がまとめた「東南海・南海地震対策大綱」の中に、今後、東海地震が相当期間発生しなかった場合には東海地震と東南海・南海が連動して発生する可能性が生じてくると考えられるため、「十年程度経過した段階で東海地震が発生し

ていない場合には、東海地震対策と合わせて大綱を見直すものとする」とあり、東海、東南海、南海の三つの地震をセットで見直すということが書いてある。

阪神大震災で大きく変わった対策

見直し期限まで残り五年となつたが、大綱を作つた五年前に、「単独では起きない」と思つていた専門家が少なくなつたからこそ、見直し条項を書くことができたと言える。実は静岡にとつてはセットより東海地震単独の方が地震の規模も小さいし、救援のリソースも分散しないのだが、残念ながらセットの方向に向いていてと考えている人が多い。つまり、「東海地震は単独では起きない」というのが常識になってきている。

十分な科学的根拠がないまま、静岡では地震予知が中心の「地震対策」がなされ、対策はどこまで進んだのかというと、地域の自主防災は地震後の火を消すことと、津波から逃げることにしかやっていなかった。九三年ごろ、大規模地震対策特別措置法（大震法）十五年の企画記事を書いた際、中心にいた研究者の一人が「今の予知はぶつつけ本番で、サイエンスではなくなっている」と本音を語っていた。

阪神・淡路大震災とその後の省庁再編で、それまでは形式的な持ち回り会議だった中央防災会議が、首相と関係閣僚が出席して年に数回、開かれるようになり、その場で首都直下や東海・東南海地震の対策大綱とかを、一つひとつ決定してい

た。そうした中で、実際に東海地震が起きたら、どのエリアに部隊を何人、どこから派遣するかという具体的な計画を積み上げられるまでになつた。

阪神大震災の時、ヘリコプターで運んだだけが人はたつた一人だったが、幾つものハードルを越えて仕組みがとられ、岩手・宮城内陸地震ではヘリで人が搬送するニュース画像が当たり前のようになられるようになった。死者を半減するという減災目標も打ち出した。これらは阪神大震災での六千人を超える大きな犠牲があつたからできたことだ。

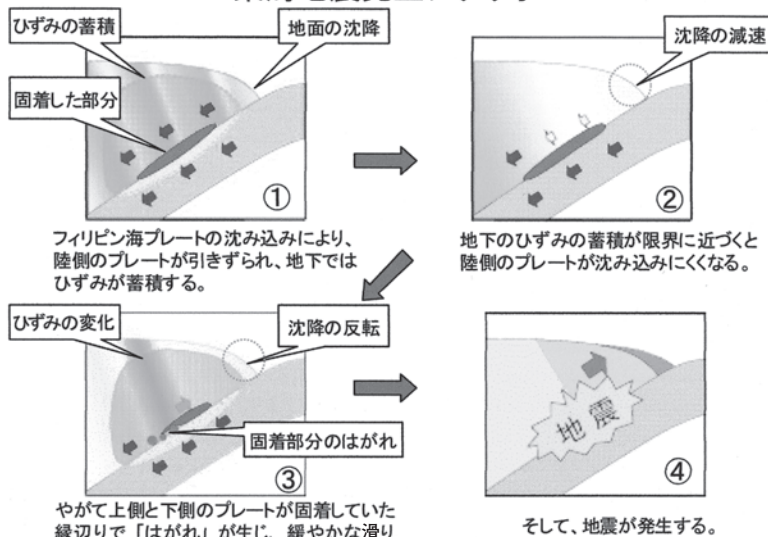
死者を減らす切り札は住宅の耐震化だ。静岡県の対策の一つに、「TOUKAI-0」というプロジェクトがある。阪神大震災後、それまで年百件もなかった木造住宅の耐震補強工事を、五年間で一万戸行うという目標を立てた。結果的には目標の八割程度しか達成できていないが、この自治体でも実現できていない実績だ。耐震化の補助制度をいち早く導入した横浜市でも通算二千戸しか工事をしていない中で、この数字は驚異的だ。

しかし、本当に工事が必要なのは目標の一万户どころではない。耐震補強を進めるのはなかなか難しいのが現状だ。姉妹事件があつて、地震に弱い建物は危ないことが知られたことで、理解が進んだ面があるが、それでもこの程度だ。

実感した「地震」の脅威

その地震で何が起こるのか。

東海地震発生シナリオ



(気象庁資料)

阪神大震災の教訓を伝えるために、兵庫県と国がつくった「人と防災未来センター」で上映している再現映像や神戸市の広報課職員が撮影した当日の映像によって、地震の怖さがリアルに分かる。

神戸市の広報課が後で皆に見てもらうために撮

影したのではない。神戸市の災害対策本部に情報が入ったのではない。最初に災害対策本部を立ち上げた広報課長が、電話をしてきた広報課員に「持っているカメラで、町中撮って上げてこい」と指示して撮らせた映像だ。

当時私は社会部遊軍だったが、科学担当で地震をやっていたこともあって、地震の朝、

六時前に泊まりの後輩から電話があり、「神戸が震度5とか6とか。淡路島でマグニチュード7・2、すぐ出てほしい」と呼び出された。淡路島と聞いたとき、

私は勝手に頭の中で島の真ん中に×を置いて、マグニチュード7ぐらいだと甚大な被害は島だけかな、と思ってしまった。

地震直後、神戸市の東に隣接する芦屋に住む実家に電話をしたところ、すぐに母親が電話に出て、「今、がれきの下から電話を取り出したところ。誰もけがをしていないから、大丈夫」と、明るい声が返ってきた。がれきといっても電話の脇にごちゃごちゃ置いてある冊子類が落ちた程度で、大災害でもないだろうと思って、デスクワークを想定してスーツで出社したが、そのまま二週間、帰宅できなかった。

私はその日のうちに神戸に入った。震度7のエリアに入ったとき、「これは表現できない」と思った。都市のバックグ

ラウンドノイズが聞こえないためか、妙に街中がシーンとしている。一緒に行った先輩や後輩記者も、タクシーの中で押し黙っている。「この空気を体で覚えておくしかない」と強く感じた。ここが原点だ。記者は書いて伝えなければいけないが、まず現場に行つて感じる事が大事だと改めて強く思った。

こういうことが地震であって、基本的には地面の中で起きていることよりも、地表で起きてしまうことにどれだけ対策が進んだのが、人々の暮らしにとつての問題になる。

地震はいくら予知をしても、揺れるときはあのように揺れる。建物が弱ければ壊れる。火が出たりする。地震予知は「貧者の防災」だ。他に手段がない場合、予知をすれば少しでも助かるかもしれないが、本来なら建物を強くしておけば被害は少なくなる。修理費も掛からない。周恩来の時代の中国で、科学的観測にも大衆を動員して地震予知を進めた訳は、建物を強くするなどの本来やるべき地震対策を進めるだけの国力がなかったから、少しでも被害を軽減するために予知に頼つたのだ。

「地震の巢」のメカニズム

日本の予知研究は阪神大震災をきっかけに、観測網が大幅に充実し、地震の研究が一気に進んだ。以前は一枚の断層が全部まともに動くと思われていたが、断層面は一樣ではなく、がっちりくつついている部分が大きな揺れを起こす場所にな

ることが分かってきた。「アスペリティー」といわれているが、がっちりつながっている所がずれると地震の揺れを生じさせる。

一方でプレートの境界ではスロースリップすら起こさずスルスルと滑っている所もある。プレート境界全部が、がっちりひっついていて、一気に割れるわけではないことが分かってきた。

最近では日本列島が実際にプレートに押されて縮んでいる様子が、カナビにも使われているGPSの精密観測で分かるようになっていた。国土地理院が作ったムービーを見ると、日本列島がやせていく様子が再現されている。一方で、二〇〇三年の十勝沖地震で北海道が海側に広がったことも分かる。プレートに押されて縮んでいたのが、断層が滑って地震が起きて伸びる。原理的には分かっていたが、実際の観測データで縮んで伸びていることが確認された。日本列島はこういうことを繰り返している場所だ。地下の地震の正体が少しずつ見えてきたのだ。

経験的には分かっていた地震の繰り返し、観測データとしても確認された。宮城県沖でM5クラスの地震が約五年間隔で起きていたことが分かり、〇一年に予想した場所と同じ地震が観測された。地震の波形は一人ひとり違う指紋のように異なるが、この地震は過去のどの地震もほぼ同じ波形で、「相似地震」といわれ、ほかの場所でも分かっていた。

以前、地震はどこで起きるかは不確定で、「地

震予知は原理的にできない」と主張する研究者の考え方が科学記事としても紹介されたこともあったが、相似地震の発見で原理的にできる可能性を示したと考えられている。

また、「原理的にできない」という主張の根拠の一つが、均質のガラスを割ろうとしても、どこから割れるかはランダムで分からないため、予知はできないという主張だった。ところが現実には、地殻は均質ではなくて不均質であり、特に地震を起こさない領域の下部地殻の不均質がポイントで、下部地殻の弱い所から地震が起き始めると推定されるようになってきた。ただ、これらは研究段階であり、実際に日本中でやろうとすれば十^キロメッシュとか、もっと細かい網の目で観測しないと難しい。

よく週刊誌などで話題になる電磁波を使った予知の実力はどうか。以前は多くの専門家が「電磁波の予知は非科学的で怪しい」と考えていた。「当たった、当たった」と主張した在野の研究者が発表した電磁波の観測結果と実際に起きた地震のデータだけをまるまる一年間、違う年に置き換えたなら、置き換えた後がより予知的中したように見えるという検証結果も出ている。最近では野だけでなく、大学でも研究に取り組まれており、成果が期待されているが、前兆現象として観測される電磁波が本番で観測されないのはなぜか、などまだまだ解明されていない点が多いのが現状だ。

予知研究をどう生かすか

研究が進みつつある地震予知の要件とは何か。「いつ、どこで、どんな規模の」地震が起きるかが分かることが、地震予知の三要素といわれる。

その中で、「いつ」というのだけは相変わらず難しい。東海地震の予知は「いつ」を予知できる唯一の地震とされている。狙いはプレースリップが始まったことをキャッチすること。その段階は地面の揺れまでは始まっていないものの、地下では地震が始まっている。その最初をつかまえるわけで、予知をするための地震防災対策強化地域判定会の溝上恵前会長は「現行犯逮捕だ」と称していた。

九三年の段階で「サイエンスではない」と言われたのは、当時は現行犯逮捕の要件も科学的に整理されておらず、さまざまなデータから「どうも怪しいから警戒宣言を出すしかないぞ」という根拠が不明確な手法だったのだが、今は数的根拠を持って現行犯逮捕できるようになっている。問題はプレースリップが必ず起きるとは限らないので、どうかは分からないのが現状だ。

一方で、「どこで」「どんな規模で」地震が起きるかの詳細も、大きな被害を起こす地震についてはかなり分かっていた。まだ研究段階だが、よく揺れるアスペリティーといわれる場所まで分かる地震が出てきた。また、断層がどちらに向かって割れていくかの「方向性」が被害の大きさを左右

することも分かってきた。東海・東南海地震は紀伊半島沖で割れ始めて北東に割れ進むと考えられており、より強い地震波が首都圏に向かってくる恐れがあるのだ。

地震被害を軽減するために、地震予知の三要素がすべて必要なか。直前に「来るぞ」と言われただけでは、命を守る以外の対策が何もできない。中長期的に分かっていれば、「貧者の防災」である直前予知だけではなく、何らかの対策ができるだろう。

予知が急務の南海地震

一方で、東海・東南海地震と南海地震については、特に南海地震で予知がカギになる。過去、東海・東南海と南海地震は、「同時」「ほぼ同時」「ほぼ同時」「三十二時間」「二年後」と、両方の地震の発生タイミングにずれがあった。

では、次はどうなるか。同時に起きなかったらどういうことになるか。まず間違いないと思われるのが、東海・東南海が先で、南海地震が後であることだ。東海・東南海地震が先に起こったとすると、南海地震はいきなりすぐ起きるかもしれないし、二年後かもしれない。でも、必ず起きる。これまでは最長で二年で起きている。ということは、東海地震で言われ続けた「いつ起きてもおかしくない」ではなく、本当に今起きてもおかしくないという状態が最長で二年も続くかもしれない。

文部科学省の大都市大震災軽減化特別プロジェ

クトの研究のまとめによると、東海・東南海地震の被害が小さくても、南海地震の被害が大きい所は、工事で被災する恐れもあり、復旧に手を付けるのが難しいし、両方の被害が大きいところは、救出救助すら危険になる。

東海・東南海地震が発生してしまっただけ、南海地震の想定被害が大きい所では、社会活動、経済活動、いろいろな活動が制約されてしまう。いきなり警戒宣言が出されてしまうのに近い。この研究には近畿各県の自治体職員も参加しており、南海地震の被害が大きい所では、「観測情報に依って公共機関、学校、企業など活動の制限を行えるルール作りが必要」だとしている。これは、何らかの地震予知的な情報がないと困るよ、と言っているのと同じである。南海地震の予知をやらなければ高知県、徳島県、和歌山県の南部を見捨てるのと同じであるという議論にもなる。

「揺れ」に備えるために

ここまでは地震そのものの話だが、揺れでどうなるかということもだいたい予測されるようになってきた。最初にやったのは横浜市で、五十メートルシユで地震マップを作った。神縄・国府津―松田断層の地震を想定して、市内を五十メートルシユで揺れの分布を示した地図で見ると、横浜は地形が複雑なので、震度7、震度6強、震度6弱、震度5強などの分布が細かく分かる。

震度7が想定されている場所は、田んぼや工場があり、東海道線沿いの柏尾川の氾濫源だった場

所だ。こういうことが分かって、横浜の人たちで耐震診断や耐震補強をする人が増えた。このような詳細マップは名古屋や京都などでも作られるようになってきた。

「間もなく地震が起きます」という地震予知は難しいが、「これから強く揺れます」ということは言える可能性がある。それが役に立つと考えて作られたのが緊急地震速報だ。地震にはP波Ⅱ縦波とS波Ⅱ横波があつて、P波が先に伝わるので遠くでP波を観測して地震波より早い電気信号で揺れが来る前に伝える仕組みだ。以前はP波だけでは地震の規模を推定できず、どのぐらいの揺れが来るかを推定するのが難しかったが、算定式を作り出したことで緊急地震速報が実現した。昨年十月から地震の警報としてスタートしたが、今度の岩手・宮城内陸地震では、震源が山間部だったため、震度5弱だった仙台市では約十五秒前に情報が伝えられた。

おさらいになるが、やはり家を強くすることが基本だ。六階建てのビルまで揺ることができるようになる。耐震補強の効果が実感することができる映像が公開されている。次に家が丈夫でも家具に殺されることもあるので家具を固定する。特に高層ビルは長時間、大きく揺れ続ける長周期地震動が問題になるので、より一層の対策が求められる。

(本稿は五月二十九日、同盟クラブで行われた講演会の一部を要約、加筆した)

就任百日で危機の李政権

国民の目線に立って再生を

平井久志

(共同通信社編集委員)

韓国の李明博（イ・ミョンバク）政権が、発足百日を超えたばかりなのに、米国産牛肉の輸入に反対する市民のデモで危機に直面している。デモは米国産牛肉の輸入反対から始まったが、李明博大統領の退陣を求める声まで出ている。政権スタート時は70%前後だった李大統領の支持率は20%を割るありさまだ。政権発足以来、これほど早く危機に直面した前例はない。

超ダイナミックな韓国

李大統領は昨年十二月の大統領選挙では約千四百四十九万票を獲得、統合民主党の鄭東泳（チョン・ドンヨン）候補の約六百十七万票に五百万票以上の差を付け、ほぼダブルスコアで圧勝した。今年四月の国会総選挙も与党、ハンナラ党は過半数の百五十三議席を獲得し大勝した。保守系議員は三分の二を超え、韓国政治は金大中、盧武鉉両政権で十年間続いてきた進歩主導から保守主導に大きく転換した。

これほど安定した政治基盤を持っていた李明博政権がなぜ、急に危機に直面しているのか、日本人には理解し難いところであろう。韓国は自ら「ダイナミック・コリア」を国家スローガンに掲

げているが、日本人から見ると「ダイナミック」どころか「超ダイナミック」である。

韓国の人々が李大統領に大きな期待を掛けることになった最大の功労者は、恐らく盧武鉉（ノ・ムヒョン）前大統領だろう。李大統領にカリスマ的な魅力があったわけではない。盧前大統領の政治手法は対立と葛藤（かっとう）を激化させ、国民に選択を迫るもので、国民はこの何かにつけて物議を醸す指導者に疲れてしまった。

昨年末の大統領選挙では、李明博候補よりもさらに保守の李会昌氏が立候補したことで、李明博大統領は中道的な立場になった。進歩でもなく、極端な保守でもなく、中道の保守というポジションが生まれた。

また、韓国では地域対立の病弊が指摘されて久しい。李大統領は慶尚北道の浦項で育ったが、生まれは大阪で地域対立色も薄い。ハンナラ党の大統領候補を競った朴槿恵元代表が大邱・慶尚北道を地域基盤にしているために、慶尚道色はそれほど強くない。むしろ、各地域出身者が混在するソウルが基盤といえは基盤だろう。

世代的には「6・3世代」と呼ばれる一九六四

年六月三日の日韓条約の反対闘争を主導した世代で、既成世代と盧武鉉政権を生んだ「三八六世代」（一九九〇年代に三十歳代で、八〇年代に大学生生活を送った六〇年代生まれの世代）の中間に当たる。李大統領は二十歳代前半まではすまじいまでの貧困を味わい、大学時代は学生運動をして約半年間、投獄も経験し、社会人になると大企業会長まで登り詰めた「サラリーマンの偶像」だ。階層論的にも、持たざる者、持てる者の両方を理解できる立場にある。

韓国の現代史は保守と進歩のイデオロギー対立、慶尚道と全羅道の地域対立、既成世代と若者世代の世代対立、持つ者と持たざる者の階層対立といった激しい対立を軸に展開されてきた。

しかし、李大統領はこれまでの対立と葛藤の構造の中で、そのどちらにも偏らない要素を備えた珍しい政治指導者として登場したのである。

「経済大統領」への期待

韓国の国民は、脱イデオロギーの「実用政治」を掲げた李明博政権へ大きな期待を掛けた。特に、専門経営者出身の実績を生かした「経済大統領」として、若年層を中心にした失業問題の解決などを含めた経済回復に大きな期待が寄せられた。盧武鉉政権時代の経済のマクロの数字がそれほど悪かったわけではない。二〇〇六年の国内総生産（GDP）の経済成長率は5・0%、〇七年は4・9%、株価も〇七年七月に総合株価指数が二〇〇〇の大台を突破するなどまずまずの数字だ。

しかし、国民の感覚では若年層を中心にした失業は深刻で、進歩政権なのに非正規職の比率が増加し続け、国民の間の格差が広がり、不公平感が強まった。生活者としての国民は盧武鉉政権の経済政策に失望した。

これに対して、李明博大統領は大統領選挙で「7・4・7」の経済政策を公約にした。7%の経済成長、十年後に国民一人当たりの所得四万ドル、世界第七位の経済規模を実現すると訴えた。

しかし、韓国ぐらゐの経済規模になると、年間7%の成長というのは無理があった。さらに、米国内でのサブプライムローン問題や原油や食糧、原材料の国際価格の暴騰など、世界経済での悪材料が続出し、韓国は7%はおろか盧武鉉政権時代の5%成長も難しい状況で、失望感がある。国民が切実に願った若年層の失業や格差の是正なども目に見える効果は出ていない。

政権が十年ぶりに進歩から保守に大転換したために、保守陣営におごりやはしゃぎ過ぎがあったのは事実だろう。

李明博政権への「政権引き継ぎ委員会」は新政権の各種政策について次々に構想をぶち上げた。国民が高い関心を持つ教育問題では、小学校から英語の授業を始めるとか、大学入試の際の全国一斉試験の廃止などを訴えた。しかし、小学校だけでなく、英語教諭の人材も十分に確保もされていない中で「思い付き」政策に批判の声が高まった。それでも猫の目のように変わる入試制

度にへきえきとしている父兄らは怒りを示した。

また、青瓦台（大統領官邸）秘書官や内閣の人事が大統領選挙での論功を基準に行われた感が強く、人事でも首をかしげる起用が目立った。

政権が正式発足する前日の二月二十四日、女性相に内定者が不動産投機などの疑惑で就任を辞退した。政権発足後二日目には統一相と環境相の内定者も不動産投機疑惑などへの責任を取って内閣を辞退、事実上の更迭だった。

四月末には、青瓦台社会政策首席秘書官が大学教授時代の論文盗作疑惑や資産問題で批判を受け、辞意を表明した。

当初の閣僚内定者十五人の平均資産が三十九億ウォン（約四億一千万円）に上り、国民は「金持ち内閣」と反発した。

国民合意なき牛肉輸入

ここに、米国产牛肉の輸入問題が発生した。盧武鉉政権ではいつも米韓関係がぎくしゃくした。李明博政権にとって、米国の同盟関係を確固としたものにするには政権の第一目標だった。さらに米韓自由貿易協定（FTA）を実現すること

も最重要政策だった。李明博大統領の四月の訪米を前に、米韓両国は米国产牛肉の輸入制限を段階的に撤廃することで合意し、米国产牛肉の輸入を実質的に全面開放することにした。

しかし、韓国のMBCテレビが「韓国人は牛海綿状脳症（BSE）感染に弱い遺伝子の人が多い」と誇張気味に報じ、国民の不安が一気に高ま

った。五月に入ると、ソウルの中心街でキャンドルデモが始まり、予想外の広がりを見せ始めた。特に、中高校生が携帯電話やインターネットのEメールを使ってデモ参加を呼び掛け、インターネット大国、韓国の民主主義は中高校生を中心に李明博政権に問題提起を始めた。

李明博政権は、米韓同盟の再建や米韓FTA締結のために、国民に米国产牛肉の安全性に対する丁寧な説明を怠ってきたのは事実だ。国民の合意を取り付ける努力を省略して、米国内側の要求を受け入れてしまった。

「ワンマン経営」への反発

李大統領自身も「気に入らなければ買わなければよい」と、国民の神経を逆なでするような発言をした。李明博大統領は「これまでの政治は統治をしてきたが、わたしは国を経営する政治家になりたい」としてきた。経済大統領として国を「統治」するのではなく、国の最高経営責任者（CEO）として、国を「経営」したいとの抱負だった。

しかし、韓国の国民は「われわれは従業員ではない」と反発を示した。企業というものは利潤を追求するという目標があり、そのために組織が動くシステムが存在する。しかし、国家というものは利害が異なる階層や集団がそれぞれ異なった主張を抱えており、企業のような上意下達では動かない。李大統領がここを読み間違えた。

大統領選挙、総選挙と二度にわたり大敗北を期した左派勢力がこの状況を見過ぐすはずはない。

左派勢力は勇気づけられ、米国産牛肉輸入反対、反李明博の流れに加勢した。

だが、これを左派の逆襲とだけ見るのは誤りだろう。このデモが拡大し、持続した背景には国民の政治に対する総体的な不満が噴出したという事実があることを見逃してはならない。李大統領のワンマン国家経営路線への抵抗であり、「民意に耳を傾けろ」という強烈なメッセージである。

韓国では大統領は五年、国会議員は四年の任期が保障されているために、国民の意思が反映される方法がデモや集会という形で表出するしかなかったこともある。

「李大統領は逆徒」

南北関係でも李明博政権は困難な局面に直面している。李大統領は「非核・開放・3000」構想を掲げた。北朝鮮が非核化を実現し、体制を開放へ向かわせれば、国民一人当たりの所得三千ドルを実現するよう韓国も協力するというものだ。これまでの金大中、盧武鉉政権の一方的な対北支援でなく、非核や開放を条件にした支援で前政権とは区別するというものだが、北朝鮮は警戒を崩していない。北朝鮮は最近では、李大統領を「逆徒」と呼ぶほどだ。

「非核」も「開放」もそれほど簡単なものではなく、李政権の間に実現するかどうかも分からない課題だ。これを条件にしては、対北朝鮮政策は現実的には極めて選択の幅が狭くなる。食糧や肥料の支援は人道支援の色彩が強く、金剛山観光や

開城工業団地などこれまでの政権が続けてきた政策を全くほごにすることは不可能ですらある。

しかし、対北朝鮮政策の在り方はイデオロギーと直結しており、左右両陣営から非難を浴びるテーマで「実用政治」のかじ取りは容易ではない。

李明博大統領が掲げる「実用主義」は常に左右両陣営からの攻撃にさらされるであろう。特に、いつも誰にとつての「実利」であるのかが大きな問題となってくる。

李明博大統領はソウル市長時代に、ソウル市内を走る高架道路を撤去して清溪川を復元、また市内バスのシステムを整備し、その実行力が高い評価を受けて、大統領に挑戦することへの大きな原動力になった。

李大統領はこの実行力を誤解しているのかもしれない。ソウル市での行政手腕と、韓国という国家を運営する手腕や方法論では当然に違いがあるはずだ。本人は寝る時間も惜しんで猛烈に働いても、国民の目線を離れては空回りだ。

李大統領が公約で掲げた韓国を縦断する「大運河構想」などは、莫大(ばくだい)な投資を必要とし、専門家や国民の間から反対の声も多い。あえて無理押しをする必要があるかどうか疑問だ。

大統領の姿勢

教育も、人事も、米国産牛肉もうまくいかないのは、李明博政権の目線が国民の目線に立っていないことに対する国民の抵抗であり、反乱である。その点では、政権初期にこうした国民の意

思が表に出たことは韓国民民主主義にとつては良いことなのかもしれない。

李明博大統領にはまだ四年半以上の任期が残っている。ここで心機一転、大統領の目線を「国民の目線」に戻すことが大切だろう。

李大統領は未明からリヤカーを引き、市場のゴミを処理しながら大学を出たほど、貧困がどういうものかを知っている人物だ。その点が、日本の二世議員たちとは本質的には異なる。李大統領が若き日の苦難の体験を生かし、国民の目線に立った政治を実践するなら、このイデオロギーにこだわらない「実用政治」は大きな意味を持つ。政権の求心力を再生することも可能だろう。

李大統領は六月十九日、特別記者会見を行い、国民の気持ちを把握できなかったとし、「痛切な反省」を表明した。また、国民が反対するなら大運河の建設計画も放棄するとし、青瓦台秘書官と内閣を大幅に改造するとした。

李大統領は青瓦台の裏山から中心街を埋め尽くした市民のキャンドルデモの灯火を見ながら「真っ黒な山の中腹に一人座り、国民に平安を与えることのできない自分を自責した」と告白した。

青瓦台秘書官や新閣僚がどういふ顔触れになり、これを国民がどう評価するか不透明な部分はあるが、政権浮上の核心は李大統領の姿勢だ。李大統領が青瓦台の裏山の闇の中で感じた「自責の念」を、現実の政治で生かせばまだ可能性はあるように思う。

海外情報

『WSJ』グローバル化に向け動き

『NYT』との戦いも視野に

世界的なメディアグループ「ニューズ・コーポレーション」を率いるルパート・マードックが二〇〇七年十二月に買収した「ダウ・ジョーンズ」傘下の金融専門紙『ウォールストリート・ジャーナル』（以下『WSJ』）が今、アメリカ、アジア、ヨーロッパにまたがるグローバルメディアへの展開に向けて動き始めている。

その最初の動きとして、『WSJ』のアメリカ版が今年四月十六日にロンドンで発行を開始した。『WSJ』は既に一九八三年から『ウォールストリート・ジャーナル・ヨーロッパ』を発行しているが、このアメリカ版はヨーロッパ版と並行して販売される。『WSJ』の親会社「ダウ・ジョーンズ」の最高執行役員レス・ヒントンは、『WSJアメリカ』はいずれヨーロッパ全土の主要都市で入手できるようにすると予告する。

ヒントンによれば、ヨーロッパ版とアメリカ版は共に「手を携えて」いくことになる。また、『WSJ・ヨーロッパ』は独自のローカルのニーズに対応する編集を続ける。一方、『WSJアメリカ』はロンドンで活躍する以前から『WSJ』に忠実な読者を引き付け、さらにはヨーロッパ

パの他の金融センターで活動する人々をも読者に引き込みたい」と、展望を語る。

『WSJアメリカ』はロンドンの中心部、ヒースローなど首都の空港、その他の二百五十のニューススタンドで、時差によりアメリカで販売されている版より五時間も早く入手できる。定期購読も可能である。同紙はロンドン金融センターの内部情報などを提供する新たな企画として月曜から金曜まで、「マネー・アンド・インベストینگ」セクションの中の「国際金融」のページに、「レター・フロム・ザ・シティー」と題する新たなロンドン向けコラムを設けることにした。

『WSJ』は続いて四月二十一日、全面的な紙面改革を行った。主要内容は①政治、国際ニュース、文化、スポーツの重視②フロントページの再重視③第一セクション「総合ニュース」、第二セクション「市場問題」、第三セクション「マネーと投資」の整備、充実④「op-edページ」のページ増による「論説ページ」三ページ化——などで、秋に向けて、週末版に「カルチャーセクション」も設ける予定だという。

マードックには、やがては『ニューヨーク・タイムズ』（『NYT』）との戦いを始めざるを得ないとの認識があり、この紙面変革は同紙に対する挑戦を意味しているというのが、一般の受け止め方であった。

マードックはさらに五月九日に、『WSJ』オンライン版と『タイムズ』オンライン版との統合

計画を発表した。『タイムズ』はマードックが率いる「ニューズ・コーポレーション」のイギリス部門「ニューズ・インターナショナル」の傘下にある。『タイムズ・オンライン』の編集長アン・スバックマンは、イギリス最大の大衆紙『サン』と『ニューヨーク・ポスト』との類似性から、両紙の統合が進む可能性も示唆している。この両紙ともマードックの傘下にある。

ほかに、それまで『タイムズ』の発行者であったロバート・トムソンを『WSJ』の買収と同時にその発行者に任命、その五カ月後の五月二十一日に『WSJ』の編集局長に任命した。『WSJ』の編集局長人事については、「ダウ・ジョーンズ」株の60%を支配するバンクロフト家から、『WSJ』の監視委員会の同意なく実行することを禁じられていたが、監視委員会は前任編集局長の辞任を受けて、トムソンの就任を承認した。

買収交渉では、マードックが『WSJ』の編集の独立を侵す恐れに対する強い懸念があったが、バンクロフト家が〇七年十二月に買収を承認した時、マードックは『WSJ』の編集に対するいかなる干渉も新聞と読者の間の信頼を崩壊させることになる」と述べて、「ダウ・ジョーンズ」が定めた「行動規約」をモデルにした基準に従うことに同意した、と関係者は述べている。

こうした約束が、やがて消え去ってしまうようなことはないのだろうか。

（広瀬 英彦）東洋大学名誉教授

「伝書鳩」の全盛期を振り返る

— 通信社の先輩が語る「私の体験記」⑬ —

石川隼人

(共同通信社OB)

一九五〇年代は「伝書鳩通信」の黄金時代だった。映画館では必ず「日本ニュース」を上映、ニュースの初めに東京・有楽町周辺の新聞社、通信社の伝書鳩の訓練風景が映し出された。当時のNHKの人気番組「事件記者」も鳩を題材にするなどマスコミ界の人気者だった。

伝書鳩の原点は欧州

伝書鳩は長距離でも巢に戻る習性があり、ベルギー、フランス、ドイツなどヨーロッパを中心に早くから飼育されていた。平和の象徴と呼ばれていた鳩は、軍関係が主に飼育していた。暗号を傍受されないために伝書鳩を使って情報を入手したといわれ、第一次世界大戦以降、戦争で人間だけでなく鳩の「戦死者」も出たといわれている。

新聞、通信社の伝書鳩も戦後、主に日本陸軍が飼育していたものを引き継いだ。優秀な鳩は一千キも飛ぶが、新聞、通信社の伝書鳩はせいぜい五百キで、主に三十一二百キを中心に訓練されていた。競走馬と同じく血統を重んじ、長距離を優秀な成績で飛んだ鳩と交配した。鳩の血統書をたど

ると、原点がヨーロッパであることが分かる。伝書鳩と「ドバト」の違いはここにある。

東京には「朝日」「毎日」「読売」各新聞社と共同通信社などの本社があり、一社で約二百—二百五十羽の伝書鳩を飼育、記事、写真(生フィルム)を現場から本社の鳩舎に運ばせていた。

鳩の速度は平均時速六十キ。追い風に乗ると、予想もできない速さで飛ぶことができる。訓練は近郊の場合、自動車で鳩を運び、放鳩する。中距離は東海道、中央、上越など国鉄(現在のJR)の主幹線。伝書鳩に「東海道用」「中央用」など地理に強い鳩をつくるのが目的でもあった。

共同通信社横浜支局時代に横浜港から放鳩した経験では、東京・銀座の鳩舎(旧電通ビル屋上)まで約三十五—四十分。当時の東海道線が新橋—横浜間を四十分で結んでいたことから、伝書鳩と汽車の速さは同程度だった。

横浜港は取材の宝庫

日本の表玄関横浜港は、米国の豪華貨客船ウィルソン号をはじめ海外からの船舶、さらにブラジ

ルに移民する船で、現在の成田空港並みの混雑ぶり。米国女優のマリリン・モンローが新婚旅行で訪日し、話題を呼んだのもこのころだった。

新聞、通信各社は当時、カメラマンの常駐はなく、本社(東京)から派遣されるシステムだった。各社とも非能率ということで、出先機関の横浜支局にカメラマンを置くこととなった。

共同通信社も「カメラの趣味が第一条件、次いで伝書鳩の扱いに慣れている人」ということで選定することになった。二つの条件を満たしているというだけで、私がカメラマンを担当することになった。写真部からニュース写真の撮り方などの講習を受け、支局に素人カメラマンが誕生、伝書鳩と深い関係を持つことになった。

横浜税関内に「横浜海事記者クラブ」(通称海クラ)があり、毎日、横浜港の出船入り船の予定表が配布された。船会社は乗船名簿を記者クラブに知らせてきた。この名簿を基に翌日のニュースになる人物を決め、取材の準備に取り掛かる。記者の判断で写真が必要となると、本社に伝書鳩を横浜・桜木町駅に送るよう手配する。

船舶の検疫業務は「日の出から日没まで」と定められていた。日没後、横浜に着いた船は、港外に一泊することになっている。このため、冬季は暗いうちに自宅を出ることが常だった。私の場合、ハイヤーで自宅を出発、桜木町駅に立ち寄り、伝書鳩を受け取り横浜港へ。横浜税関が検疫所のボートで、港外に停泊している本船に乗り込



撮影済みのフィルムを入れた通信筒を付けられる共同通信の伝書鳩
(昭和23年ごろ撮影、円内は筆者)

んで取材する。

問題はボートから本船に乗り移る時の縄ばしご。冬季(十一―二月)の海は荒く、その上、縄ばしごは、霜で滑りやすくなっている。チェンジマネーの銀行屋さんが、手を滑らせて落ちたことがあった。幸いボートと本船の間で船員に助けられた。ショックで仕事はできなかつたようだ。記者と違いカメラマンは当時、重装備だった。

大・中型カメラ、フィルム、閃光電球^{せんこうでんきゅう}などを入れたバッグを身に付け、乗船した。

記者会見は船舶上のロビー。会見中に写真撮影が終了すると放鳩の準備。港取材の写真は「夕刊用」。一刻も早く鳩を飛ばし、本社写真部へと気はせく。鳩レース用の伝書鳩を飼育していた私は鳩の扱いは慣れていた。通信筒に生フィルムを入れ、鳩の背中に付け放鳩する。不慣れのカメラマンがおり、手伝うのが常で、放鳩する前に水を与えても、餌はやらないよう注意したこともある。M新聞のTカメラマンに「鳩は空、フィルムは手に……」という失敗談がある。

伝書鳩の心得の一つに「鳩はかごから一羽取り出したらふたを必ず閉める」という鉄則がある。彼は一羽の鳩に通信筒を付けている最中に、かごのふたを閉めるのを忘れたため、他の鳩が飛び出し、さらに装てん中の鳩も驚いて空へ――。後日談だが、かつての国鉄マンの配慮で夕刊に間に合った。貨物、荷物便では夕刊に間に合わないため、国鉄マンは「横浜駅に連絡してあるから横須賀線の車掌に渡してください」と便宜を図ってくれたという。Tカメラマンはその後、「車掌託送」という異名で呼ばれた。

大映社長と山本富士子

五六年(昭和三十一年)に公開された日米合作映画「八月十五夜の茶屋」関連では、本社写真部デスクから「プロに負けない良い写真だ」と評価されたことがある。この映画は、米国に占領され

た沖縄を舞台に一人の米国兵と村の住民たちの交友を描いた作品で、当時は好評だったといわれている。

横浜港大棧橋の岸壁には「永田ラッパ」と呼ばれていた大映の永田社長をはじめ人気女優の京マチ子、「ミス日本」から大映入りした山本富士子、米国側からダニエル・マン監督、グレン・フォード、マローン・ブランドら俳優の姿が見え、華やかな雰囲気包まれた。

日本側の主演女優は京マチ子。しかし、永田社長は「山本富士子」に焦点を絞り、われわれカメラマンは完全に乗せられた。

「カメラマンの皆さん、大映に入社した山本富士子です。どういうシーンが良いですか」と社長は問い掛けた。

カメラマン側は「日米合作。仲の良いところでキスシーンでも」と注文した。

「富士子も女優です。ご希望に沿える演技をお見せしましょう」と快諾。記憶によると、キスシーンの相手はダニエル・マン監督。

二十枚ほど写真を撮ったが、伝書鳩は五羽。未現像フィルムだけに、どんな写真が撮れているのか分からない宿命。自分のアミダで五枚を選び、鳩に託した。

本社の写真部デスクは「五枚のうちニュース写真に使えるのは一枚だけ。山本富士子が自然の状態で目を閉じている。カメラは瞬間。それを忘れるな」という指示だった。素人カメラマンを卒業

する約一年前だった。

新聞を見た永田社長から支局にお礼の電話があった。

「富士子の印象は……」という問いに「勘の良い女優の誕生ですね。カメラマンの注目にびたり照準を合わせた。将来、大女優の素質は十分だと思います。特に控えめなところが印象的だった」と答えた。職業に徹した永田社長も他界したが、社長の「人生の航海は大変だ」という言葉は、今でも時々思い出すことがある。

日航機事故と伝書鳩

五二年（昭和二十七年）四月九日、午前七時に羽田空港を飛び立った日本航空の「もく星号」は、間もなく通信が途絶え、行方不明となった。

搜索の結果、伊豆・大島の三原山に激突、乗客、乗員とも全員絶望の一報。さらに同機に八幡製鉄（後に富士製鉄と合併）現在の新日本製鉄の三鬼隆社長ら役員が乗っていることが判明、新聞、通信社は現場に記者、カメラマンを急行させた。

事故の翌日午前、神奈川県平塚警察署から支局に「共同さんの鳩を平塚駅近くの下駄屋が保護している」と連絡があった。本社の鳩係では、三原山から飛ばした鳩が未帰還と心配していたこともあり、私は「大島の鳩」と直感、鳩かごを持って平塚に飛んだ。

鳩を引き取り、下駄屋さんを出ようとした時、駐在所のお巡りさんが汗だくで「平塚海岸の漁師

さん宅でも一羽預かっている」と連絡してくれて、二羽を保護、東京の鳩舎に運んだ。

私の想像では、放鳩した記者は伝書鳩を大島で夕方になってから飛ばしたと思われる。途中で夜になり、明かりを求めて不時着した所が平塚だったと思われる。

「鳩は神経質な鳥で、大きな河を渡るとき、橋の上空を飛ぶ習性がある」と書物で呼んだ記憶がある。

大島から東京へのルートを推定すると、飛び立った鳩は海上を平塚周辺を目指して飛び、海岸線に沿って東京に向かったものと思われる。

五三年（昭和二十八年）三月、英国のエリザベス女王の戴冠式があった。天皇陛下の皇太子時代で、横浜港から客船で渡英することになった。

報道界は出港した翌日、皇太子殿下が洋上でくつろいでいる写真を送稿する申し合わせをした。予定では洋上三百^キから放鳩するという鳩にとっては難問中の難問。

共同通信社も社会部、写真部、鳩係の担当者を集め「鳩首会議」を開くことになった。私もレース鳩を飼育していた関係から「学識経験者」として出席した。

難問だが「一羽でも帰れば世紀の特ダネ」ということで、私を除いて皆賛成した。

「鳩は陸が見えないところでは海上すれすれに飛ぶ習性がある。波にのまれる危険は大きい上、海上の労力は陸の倍。鳩を見殺しにする」と反対

したが否決。最精鋭の鳩十羽が海に消えた。各社の鳩が全滅した中で、「毎日」は成功した。通信筒を使わないで、鳩の負担を軽くするため、35^ミフィルムを足環に入れて飛ばした。この鳩も鳩舎への帰還はできなかったが貨物船に不時着、使命を果たした。

伝書鳩通信を再現

今年四月十二日に放映されたNHKBS2の「日めくりタイムトラベル」に伝書鳩と一緒にテレビ出演した。昭和三十四年の主な出来事を取り上げた三時間の大型番組。共同通信社はマスコミ界に先掛けてこの年の三月に伝書鳩の鳩舎を閉鎖した。NHKの着目点は、伝書鳩がどのような役割を果たしてきたか——だった。担当者に当時のことを約一時間にわたり説明したところ、興味を持ったのは、未現像フィルムを通信筒に入れ、鳩の背中に背負わせて放鳩することだったようだ。

言葉で説明するより、放鳩を再現することになり、NHKは「日本伝書鳩協会」の鳩を借りることになった。三月六日に放鳩が決まった。飛ぶ距離は、横浜港大栈橋から東京・金町の鳩舎までの四十二^キ。五羽が参加し、二羽の鳩は背中に通信筒を負わせ、一羽は足環を付け放鳩した。強風で心配したが、五羽の鳩とも約一時間で無事に帰還した。NHKの自動車は、二倍以上の所要時間。同協会の配慮で優秀な鳩が参加、「再現」に成功することができ感激した。五十年ぶりの「伝書鳩」との再会の良い思い出となった。

海外情報

CBS、ケーブルと再送信で課金交渉
成約すれば3大ネットでは初

米三大テレビネットワークの一角を占めるCBSは、ケーブル事業者に対し番組再送信同意交渉で、地上放送局として初めて課金する方針を明らかにした。CBS各局のチャンネルを再送信するケーブルテレビ業界と衛星放送業界から対価を得ることを期待したもの(『マルチチャンネル・ニュース・オンライン』、五月二十九日)であり、交渉の行方が注目されている。

CBSのレスリー・ムーネベス最高経営責任者(CEO)は、各ケーブルテレビ事業者との再送信同意交渉に当たり、地上放送に対して対価を支払うべきだと繰り返し主張してきた。

具体的には、CBS系各局は一致団結してケーブルテレビ事業者に対し、契約一世帯当たり五十ドルを支払うことが妥当という立場を取ってきた。しかし、五月二十九日、ニューヨークで開催されたウォール街の調査会社サンフォード・バーンスタインのコンファレンスでは、ムーネベスCEOは、これまでの主張を少々和らげる立場を示し、課金額はCBSとどのような取引をしてきたか、これまでの実績によって決めたいとしている。

CBSはこれまで二十のケーブル事業者と再送信同意の交渉をしてきたが、これらはどれも小規模事業者が対象となっていた。

ケーブル事業者大手のコムキャスト(本社フィラデルフィア、二〇〇七年実績〓ケーブルテレビ視聴契約二千四百十万人世帯、総収入三百七億ドル)やタイムワーナー・ケーブル(本社ニューヨーク、同千三百二十五万人世帯、総収入百五十九億五千五百万ドル)との大口契約交渉は〇九年から一〇年になる。

ムーネベスCEOは五月二十九日のコンファレンスで「すべての交渉において(一世帯当たり)五十ドルを求めるものではない。実際のところ、そのような契約にはなっていないし、五十ドルがすべての場合に適用されるとも言っていない。それぞれのケーブル事業者とは、どれくらいの視聴契約者数があるか、そしてその他事業においてどのような取引をしてきたかで適正額を決めたい」と話している。

CBSは地上放送テレビネットワーク局として、恐らく初めてケーブル事業者に番組再送信への対価を求めている。

ABCやNBCをはじめとする他のネットワーク局では、あまり人気のない傘下のケーブル番組供給事業者チャンネルをケーブルテレビサービスを選択可能チャンネルにラインアップさせることと引き換えに対価を求めることはしてこなかった。見方によれば、ネットワークテレビ局は地上放

送だけでなく、ケーブルテレビへのコンテンツ供給事業者でもあり、地上テレビ放送のコンテンツを独立させて対価を求める戦略を取ってこなかったともいえる。

特にCBSは〇五年十二月末、ケーブルテレビへのコンテンツチャンネル供給大手のバイアコム社から切り離されて独立した会社となったことから、唯一安定しているコンテンツチャンネルは映画チャンネルのショウタイムとCBSカレッジスポーツだけとなっていた。

CBSは地上放送番組編成のプライムタイム・キラーコンテンツとしてプロフットボールNFLの試合や春先の三月に全米のファンを熱狂させ、「三月狂騒曲」現象を引き起こす大学バスケットリーグなどのカレッジスポーツコンテンツを抱えるなどの強みを持っており、ケーブルテレビ事業者にとってはCBSをケーブルテレビの選択可能チャンネルから外すことはできないと思わせる魅力もある。

ムーネベスCEOは「ここで大事なのは、CBSが番組再送信に関してケーブル事業者から支払いを受けられるかどうかだ。交渉は混乱もなく、また相互に脅し合うなどということもなく進んでいる。大規模なケーブル事業者たちは私たちの友人だし、歓迎されるべき存在。この交渉で(人気コンテンツがケーブル視聴家庭で)見られなくなることはないだろう」と強気の構えを崩していない。

(金山 勉〓上智大学教授)

北朝鮮の著作物は保護の対象外

マスメディア関連の裁判を見る (37)

(東京地裁平成一八年(ワ)第五六四〇号、同(ワ)第六〇六二号)
 (著作権侵害差し止め等請求事件)

佐藤 英雄

ベルヌ条約加盟国の北朝鮮が製作した映画を、ニュース番組で使用した民放キー局二社に、北朝鮮の国営機関と日本の輸入業者が著作権侵害で差し止めと損害賠償を請求した事件。東京地裁(阿部正幸裁判長)は平成十九年十二月十四日、二つの事件とも「原告に請求権はない」として棄却した。

ニュース番組で扱った北朝鮮映画

原告は北朝鮮文化省所属の行政機関とされる「朝鮮映画輸出入社」(平壤市)と、映像の企画、製作、配給、輸出入などを目的とする「(有)カナリオ企画」(東京都調布市)。被告は「日本テレビ放送網(株)」(東京都千代田区)と「(株)フジテレビジョン」(東京都港区)。

日本テレビは平成十五年六月三十日、ニュース番組「ニュースプラス1」で、北朝鮮のチョン・キモ、キム・ウンソク監督の劇映画「密令027」の一部を放送。フジテレビも同年十二月十五

日、ニュース番組「スーパーニュース」でリュウ・ホソン監督の劇映画「司令部を遠く離れて」の一部を放送したが、共に原告らの事前の許諾を受けていない。

朝鮮映画輸出入社は、北朝鮮の国民が作者である映画を、被告が放送にかかわるニュース番組で使用したことについて、同輸出入社が同映画の著作権者だとして著作権(公衆送信権)の侵害による放送の差し止めを求める一方、北朝鮮映画の日本国内における使用等につき独占的な利用等の権利を有しているカナリオ企画の利用許諾権を侵害する不法行為にも当たるとして、原告二社に各五百五十万円の損害賠償を求めた。

差し止めを請求した北朝鮮の映画は、前記二本の映画を含む二十九本の劇映画と「偉大なる父の懐」など五本の記録映画、「寒さに耐える柿の木」の栽培方法」など五本の科学映画、「勇敢な蜜蜂」など六本のアニメ映画の計四十五本。

これに対し被告二社は、原告輸出入社に当事者

能力がないことを理由に訴えの却下を求めるとともに、北朝鮮の国民が作者である著作物は「我が国が条約により保護の義務を負う著作物」(著作権法六条三号)に当たらないとして、請求棄却を求め争った。

ベルヌ条約加盟前は使用料を支払う

裁判所の事実認定によると、(イ)被告フジテレビは、平成十五年二月十一日、「スーパーニュース」で北朝鮮映画である本件放送著作物の映像の一部を放送し、同年三月三十一日、原告カナリオに対し、その使用料として十八万九千円を支払った。

さらに、被告日本テレビは同年四月十五日、「ザ!情報ツウ」で北朝鮮映画の映像の一部を放送し、同年六月五日、原告カナリオに対し、その使用料として七万八千七百五十円を支払った。

このほか、日本放送協会も同年十月二十六日、「海外ネットワーク」で北朝鮮映画「人民教員」の映像の一部を放送し、同年十一月二十八日、カナリオに対し、その使用料として十一万五千五百円を支払っていた。

(ロ)北朝鮮は平成十五年一月二十八日、世界的所有権機関事務局長に対し、ベルヌ条約の加入書を寄託し、その三カ月後の四月二十八日に条約が発効した。

その加入について、文化庁長官官房国際課は平成十五年四月二十二日付「朝鮮民主主義人民共和

国（北朝鮮）のベルヌ条約加盟について」と題する書面で、「我が国は北朝鮮を国家として承認していないことから、条約上の権利義務関係は生じず、我が国において法的な効果は一切生じない。したがって、我が国は、北朝鮮の著作物についてベルヌ条約に基づき保護すべき義務を負うものではなく、北朝鮮がベルヌ条約を締結することによる我が国への影響はない」との見解を示していた。

（ハ）原告カナリオは条約加入後の平成十六年五月二十五日、NHKが「ニュース7」で北朝鮮映画の映像の一部を放送したため、NHKに対し同映像の出所について回答を求めた。これに対し、NHKは「映像の出所」についてはお答え致しかねる。いずれにしても、五月二十五日の『ニュース7』で使用した北朝鮮映画の映像は、『報道・引用』の範囲内」と回答。前記文化庁見解を添付して送っていた。

外務、文科両省「保護の義務はない」

同裁判所は日本国と北朝鮮との間におけるベルヌ条約に基づく権利義務関係の存否等について、必要な調査を外務省と文部科学省に嘱託した。その回答（平成十八年八月三十一日付）は次の通り。（内容は一部に省略あり）

【外務省】我が国は、北朝鮮の「国民」の著作物について、ベルヌ条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務をベルヌ条約により負うとは

考えていない。他方で、多数国間条約のうち、締約国によって構成される国際社会（条約社会）全体に対する権利義務に関する事項を規定している」と解される条項についてまで、北朝鮮がいかなる意味においても権利義務を有しないというわけではない。具体的にどの条約のどの条項がこれに当たるかについては、個別具体的に判断する必要がある。

また、北朝鮮において我が国国民の著作物が保護されるか否かについては、北朝鮮法上の問題と考えられる。

【文部科学省】我が国は、北朝鮮の「国民」の著作物については、ベルヌ条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務を負うとは考えておらず、著作権法における「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」ではない。（中略）北朝鮮において、我が国国民の著作物が保護されないかどうかは、北朝鮮法における問題である。北朝鮮に限らず、外国においても可能な限り広く我が国の著作物が保護される方が望ましいものの、著作権は各国政府によって政策的に保護されるものである。必ずしも保護されるとは限らない。

【北朝鮮文化省】「ある条約では未承認国でも義務を負う条約もある」という事は認めながら、どの条約が守る義務があり、どの条約が守らなくてもいいのか、すなわち、「ベルヌ条約」が守らなくてもいいとする条約に該当する理由を、外務省および文部科学省の見解は明確にしていない。

我が国は、「ベルヌ条約」の同盟国である日本国の著作権について「ベルヌ条約」に従って保護する意思は有しているが、仮に日本国において相互順守ができない事が確定した場合には大変遺憾に思うと同時に、我々にとつて日本国の著作権を保護する義務がなくなるであろうことを憂慮している。このような違法行為が継続されるならば、それに対応する措置をとらざるを得ないであろう。我が国は、国際法上の義務を順守すべきことを日本国に要求する。

裁判所は、この判決で原告輸出入社は、①北朝鮮の法律によって権利能力を付与されているから、民訴法二八条により当事者能力がある②差し止め請求はベルヌ条約五条（2）により我が国の著作権法が適用される③損害賠償請求は法例一一一条一項により民法七〇九条（不法行為）が適用されるとした上で、次のように判示（要旨）した。

（一）「現在の国際法秩序の下では、国は国家として承認されることにより、承認をした国家との関係において、国際法上の主体である国家、すなわち国際法上の権利義務が直接帰属する国家と認められる。逆に、国家として承認されていない国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないものと解される」

「この理を多数国間条約における未承認国の加入の問題に及ぼすならば、（中略）未承認国が多

数国間条約に加入したというだけで、承認をしな
い国家との間でそれまで存在しないとされていた
権利義務関係が国家承認のないまま突然発生する
と解するのは困難である。我が国は、北朝鮮を国
家として承認しておらず、我が国と北朝鮮との間
に国際法上の主体である国家間の権利義務関係が
存在することを認めていない。したがって、北朝
鮮が国家間の権利義務を定める多数国間条約に加
入したとしても、我が国と北朝鮮との間に当該条
約に基づく権利義務関係は基本的に生じないか
ら、多数国間条約であるベルヌ条約についても、
同様に解することになる」

(二)「著作権の保護は、国際社会において、擁
護されるべき重要な価値を有しており、我が国も
可能な限り著作権を保護すべきであるということ
はできるものの、ベルヌ条約の解釈上、国際社会
全体において国家の枠組みを超えた普遍的に尊重
される価値を有するものとして位置付けることは
困難であるというほかない。したがって、ベルヌ
条約三条(1)(a)の条項は、国際社会全体に
対する権利義務に関する事項を規定するものと解
することができず、北朝鮮との関係で同条項の適
用は認められないから、結局、我が国は同条項に
基づき北朝鮮の著作物を保護する義務を負わな
い」

私人間の契約は国家承認とは別

(三)「原告らは、未承認国である台湾の著作物

を保護するのであれば、北朝鮮の著作物も保護す
べきである旨主張しているが、台湾は平成十四年
一月一日、世界貿易機関を設立するマラケシュ協
定(WTO協定)に加盟した。同協定の一部であ
るTRIPS協定には九条一項で、「加盟国は、
一九七一年のベルヌ条約第一条から第二一条まで
と付属書の規定を順守する」(筆者注)付属書一
Cで知的所有権の貿易関連の側面に関する協定が
あり、ベルヌ条約の順守が含まれる」と定めてい
る。同協定は、国のみならず独立の関税地域も加
入することができるが、北朝鮮は同協定に加盟し
ておらず、我が国と北朝鮮の間には、TRIPS
協定に基づく著作権の保護関係は生じていない」
(四)「原告らは北朝鮮映画が、すでに、国際市
場において取引されていることから、国家承認の
有無にかかわらず相互の著作権を尊重し合うこと
が暗黙の前提とされている旨主張する。しかしな
がら、私人間においては、契約自由の原則によ
り、国家承認の有無にかかわらず、ある国の映画
について著作権の存在を前提とした契約を締結す
ることは自由である。このような私人間の契約に
おいて未承認国の映画が取引の対象とされたから
といって、国家間の権利義務関係として未承認国
の著作物の著作権を保護すべき条約上の義務が発
生しているということができない」

別の選択がなかったか

【後書き】判決は国(外務省)の方針をなぞつ

た内容になっている。対北朝鮮政策は最悪の環境
にあつて、私有財産である知的財産権を保護する
状況ではない。普遍的な国際公益(ジェノサイド
条約等)と国際私法との差異を明確にした判決と
も言えそうである。

この結果、両国間の知的財産権の保護はどうな
るか。国として未承認の台湾の場合、世界貿易機
関設立協定(WTO協定、マラケシュ協定ともい
う)加盟前、海賊版が横行した。このため、パソ
コン用のソフトウェアやゲームソフトは大量の被
害を被った。

映像、ビジネスソフト、レコードなどの各種権
利団体で構成する「不正商品対策協議会」が平成
七年、現地視察した際、同地域の不正商品の取り
締まりを強化していた台湾行政院は、日本製品に
ついては「外交上の互恵関係がないため十分な保
護はできない」(ACCS会報43号)と話してい
た。

著作物の侵害は親告罪であり、手も足も出ない
のだ。北朝鮮の場合、国家体制の違いから、直ち
に一時の台湾のようになるとは思えないが、将来
的には分らない。

現在のところ、拉致問題もあつて物流もままな
らないが、ニュース素材の入手と報道の責務(将
来的な)を考えれば、報道機関として、この決着
は好ましいものとはいえない。契約は自由であ
る。

(朝日新聞社社友)

海外情報

地元紙、「四川大地震」報道で奮闘

きめ細かい情報ではネットに威力

五月十二日、四川省汶川を震源とするマグニチュード8の巨大地震が発生した。この突発事態に際し、中国政府は二〇〇三年SARS流行時の対応とは対照的に、報道に関する規制をせず、外国メディアの取材も積極的に受け入れた。新華社、中央電視台(CCTV)などの国内メディアは先

を争って被災地入りし、生々しいルポや映像を大量に発信し続けた。一方、①政府の対応遅れなどを批判するBBSの書き込みは、掲載後すぐに削除された②がれきの下敷きになっっている人に対し、救助隊の救命活動を差し置いてインタビューするなど、取材者のモラルが問われる事態もあった③「報道は(救助の英雄的側面の強調など)前向きな宣伝を主とする」との党政治局の方針が十二日夜には出され、違法建築追及など批判的報道は少なかつた④とりわけ六月以降、地元当局は、都合の悪い事態を隠べいする態度が目立ってきた——といった問題もあった。

ここで取り上げるべきテーマは他にも多々あるが、本号では一般紙があまり伝えていない、被災地で発行を続けた地元新聞の奮闘ぶりと、ネットメディアの果たした役割についてだけ書き留める。

震源地・汶川は、四川省アバ・チベット族チャン族自治州に属す。同州の党委員会が発行する『阿坝(アバ)日報』は、発行部数公称三万八千部(部数情報は地方紙の広告料金を紹介するサイト等による以下同じ)。多くの記者・編集者が家族と連絡が取れないまま、被災地取材に駆け回った。周智泉副総編集は両親との連絡が途絶した。家が都江堰にある黄燕編集委員は一人娘が汶川の学校に通っていた。別の社員は自宅が倒壊した。しかし、一人も社から去らず、十三日の朝刊を発行した(『新聞出版報』五月二十日付)。

今回の大地震で甚大な被害を受けた街の一つに北川がある。『綿陽晩報』は、この北川も属する綿陽市の党委員会が発行し、部数六万部。同社のオフィスビルは地震で著しく損壊、通信設備はすべて破壊されたため、編集部を車庫に移し、記者は床に座って鉛筆で原稿を書いた。印刷工場も被害は甚大で、輪転機も停電で回せない。スタッフは被災した街を回り、自家発電用のディーゼル油をかき集めた。半壊状態のビルから命懸けでパソコンと関連機器運び出して刷版を作り、輪転機にかけた。余震で失調し、黒煙を上げる輪転機から奇跡的に刷り出された新聞は、十三日午前七時、街頭へ運ばれ、情報に飢えた市民に無料で配られて、あつという間に無くなった(同十六日付)。

広元市では確認された死亡者数が約千五百人、ほかにビルの下敷きになるなど不明者が推定約千百人。『広元日報』は同市党委員会が発行し、部

数三万二千。ビルは倒壊を免れたが、新築四年のオフィスビルの柱には亀裂が走り、壁にも裂け目があった。それでも、通信が途絶した被災地・青川へ取材チームを数次に分けて派遣。温家宝首相は十五日、広元を訪れた折、同社の記者たちを慰問、激励した(同十九日付)。

徳陽市党委員会発行の『徳陽日報』は、オフィスビルが倒壊寸前となった。編集センターは車庫に避難せざるを得なかったが、被災者への情報提供のため、通常五万一千部のところ、地震特集を毎日十万部刷ることを決定した(同二十九日付)。

「新浪」「搜狐」「網易」「騰訊」などのネットメディアの活躍も記憶にとどめるべきだろう。多くの人がネットから地震の第一報を得、またネットへ頻繁に書き込んだ。また、例えば「騰訊」は死者数、負傷者数を地域別一覧表にしてトップページに張り出して随時更新、被災地の写真も多数収録した。情報量は新聞など紙媒体より多かったようだ。

また、これらネットメディアには中国赤十字会などの義援金口座が早い時期に開設され、市民も積極的に呼び掛けに応えた。双方向に情報が行き交い、サイトの動員力を見せつけた。

こうした状況に国務院新聞弁公室インターネット局の彭波副局長は二十二日、「中国のネットメディアは既に成熟し、まさに主流メディアになった」と称賛した(同二十七日付)。

(木原 正博) 日本新聞協会審査室長

メディア談話室

心もとないメディアの対応

藤田博司

心もとない一歩前進

裁判員制度の実施まで残り一年を切って、このところ新聞の紙面に制度の紹介や解説など、さまざまな記事が目立っている。国民誰もが「知らない」では済まされない問題だけに、事前の周知を徹底しておこうという意欲が読み取れる。

しかし、国民への周知もさることながら、新聞を含むメディア自身の準備は十分できているのだろうか。裁判員制度の実施に伴うメディアの報道の在り方については、司法の側から厳しい注文が付いている。それにきちんと対応できる態勢は整っているのだろうか。

「指針」は各社任せ

法曹界からの要請を受けて新聞界が新しい報道の指針作りに本格的に取り掛かったのは、制度実施まで二年に迫った昨年春のことだった。その後、日本新聞協会加盟社の代表が集まって協議を重ね、今年一月、ようやく新聞協会としての「取材・報道指針」がまとまった。

しかし、その中身は幾つかの問題点について基本的な考え方を大ざっぱに示しているだけで、実

際に取材・報道に当たった具体的な「指針」は示されていない。どうやら協議の過程で意見が分かれ、新聞協会としての統一した「指針」は作れなかった、ということのようだ。そのため、具体的な「指針」は加盟各社それぞれ独自に作る事になったという。

新聞協会の「指針」は、その核心部分である「犯人視報道」をしないための考え方として、以下の三点を確認している。▽捜査段階の供述の報道に当たっては：内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する▽被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは当該事件の本質や背景を理解する上で必要な範囲内で報じる。(略)▽事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。

しかし、「十分配慮する」「必要な範囲内で報じる」「十分留意する」ために、具体的にどのような手法や考え方が必要なのかといったことは、この「指針」からは読み取れない。現場の記者が実

際の仕事に直面して必要とする「指針」は、加盟社それぞれに考えて決めてほしい、ということらしい。こんな具合で法曹界が求めている「公正な事件報道」に対応できるのだろうか、気に掛かる。

むろん、新聞社の中には既に独自の「指針」を作成しているところもある。『読売』はこの三月に、『事件・事故 取材報道方針』(二〇〇八年版)をまとめ、一線の記者全員に配布し、事件報道担当者を全国から集めて説明会も行われた。このほか、『朝日』『毎日』共同通信などでもそれぞれの指針をまとめる作業が進行中だという(『新聞研究』二〇〇八年六月号「事件・裁判報道を考える」)。

各社の指針が最終的にどのようなものになるのか、これまでの事件・裁判報道を大きく改めるものになるのかどうか、今の段階ではまだ分からない。しかし、『読売』が社会の変化を意識して「大きく見直し」という「原稿の記述スタイル」一つ取っても、それほど抜本的な改革といえるほどの内容とはとても思えない。

例えば「記述スタイルの主な変更点」の事例として次のようなものが挙げられている。従来の原稿では「調べによると」と書いたところを今後は「○○捜査関係者によると」へ、「関係者によると」としたところを「△△県警関係者によると」

へと、書き方を変えるように例示されている。

従来の記述だと、情報の出所があまりに漠然としていて、捜査当局から出た情報があたかも客観的な事実であるかのような印象を読者・視聴者に与え、容疑者を犯人視することにつながる可能性がある。そのため、情報の出所をいまいし具体的に示すことによって、情報の内容が捜査当局の一方的な見解にすぎないことを明確にしようというわけである。

確かに、これまでの記述に比べれば多少、改善と言えるかもしれない。一歩前進ではあるだろう。が、この程度の記述の変更で、法曹界がメディアに求める「公正な事件報道」を担保することができるかどうか、はなはだ心もとない。

法曹界の懸念と要望

新聞協会は指針の検討を進める過程で最高裁や日弁連と意見交換をしている。最高裁は公正な裁判を阻害する報道の問題点として、▽被疑者の自供内容を報道すること▽犯人性にかかわる状況証拠を詳しく報道すること▽被疑者の前科や前歴を報道すること▽有識者のコメントを報道すること――などに懸念を表していた。

また、日弁連はメディアへの要望として、▽被疑事実が捜査当局の見解にすぎないことを正確に報じること▽捜査当局から得た情報については、その旨を明らかにすること▽被疑者の自白の報道に当たっては特に慎重にすること▽被疑事実と関

係のない被疑者、親族らのプライバシーの報道は控えること――などを挙げている（『新聞研究』二〇〇八年二月号「公正な裁判と報道の自由の調和」）。

最高裁が挙げる問題の報道をすべて控えるとなれば、事件報道は著しく制限されてしまう。読者・視聴者が知りたいと思う情報さえも伝えることができなくなる。それは「公正な裁判」を進める上で役立つかもしれないが、より広い意味で「公正な社会」を実現するのに役立つかどうか、疑問がある。「公正な裁判」を目指す裁判所側の懸念に配慮は必要だ。が、メディア側としては「報道の自由」とのバランスも考えねばならない。

日弁連の要望は、より現実的な課題をメディアに突き付けている。人権に配慮し真実を追求するメディアとしては本来、実践していなければならぬことでありながら、十分には果たせていない問題点を指摘している。報道の現場にとって指針が必要なのは、この部分への対処のほうである。

当局依存偏重を改める

各社が作成に努めているという「指針」が、こうした課題を解決できるだけの内容になるのかどうか。『読売』のまとめた「指針」が一つの目安だとすれば、課題は未解決のまま残る可能性が多分にある。それは「調べによると」「捜査当局の」を付け加えるだけの表現の変更で片付く問題とは思えないからだ。

これまでの事件報道は、おおむね警察や検察から提供された情報をそのまま伝えることで済ませてきたことは否めない。そのため、捜査当局側の一方的な見方が報道の基調をつくってきた。「調べによると」というあいまいな表現がまかり通ったのも、当局側の情報に一方的に依存することによって足れりとしてきた取材姿勢の表れと言えた。

「公正な事件報道」を実践するには、この姿勢を根底から改めることが必要だ。当局側の情報はそれとはっきり分かる形で伝える。そのためには、どこから提供された情報であるかを可能な限り明示する。その情報を別の角度から検証する努力も怠らない。被疑者、被害者ら関係者の見解、反論、釈明にも耳を傾ける。そうした取材・報道の努力が厳密に行われれば、より公正で責任あるニュース報道が可能になるはずである。

これまでの当局依存に偏重しがちな取材姿勢を一挙に変えることは容易ではあるまい。しかし、政治報道などにも共通するジャーナリズムのこの性質を変える努力なしには、「公正な事件報道」も実現しそうにない。裁判員制度の導入を前に事件報道の見直しを迫られたこの機会には、報道の在り方全体を考え直す好機でもある（本欄二〇〇七年四月号）。小手先の対応ではなく、日本のジャーナリズムを根底から改める思い切った改革を進める意気込みで、各社の「指針」が示されることを期待したい。

（共同通信社社友）

プレスウォッチング

クラスター爆弾廃絶に全力を

望まれる日本の指導力

天高く、親爆弾がさく裂、数百発もの子爆弾が地上にばらまかれる。ユーゴスラビア、アフガニスタン、イラク、そしてレバノン……と残酷極まりない殺りくが後を絶たない。無差別爆撃の跡には多くの不発弾が散乱、兵士より市民とりわけ子どもたちの命を奪ってきた。対人地雷禁止条約（一九九九年発効）によって、国際的軍縮の扉が開いたと期待したが、「クラスター爆弾」という新兵器によって惨状は逆に拡大している。

「大国のエゴをこれ以上放置できない」——クラスター爆弾の禁止・廃止を目指してアイルランド・ダブリンで開かれていた軍縮交渉「オセロ・プロセス」の国際会議は二〇〇八年五月三十日、クラスター爆弾を事実上即時全面禁止する条約案を参加百十カ国の全会一致で採択した。ノルウェーなど有志国とNGOが〇七年、オスロで条約交渉を開始したため、「オスロ・プロセス」と名付けられている。参加各国の軍事・防衛をめぐる思惑が交錯する中で、条約案をまとめ上げた功績は画期的だ。米国・ロシア・中国・イスラエル・パ

キスタン・インド・ブラジル各国は同会議に参加していないが、日・英・独・仏・カナダ・ノルウェー・スウェーデン・セルビア・レバノンなど百十カ国が連帯して「全面禁止」を打ち出したことは高く評価すべきである。

クラスター爆弾禁止条約の骨子は①攻撃対象識別機能や自動爆発装置などを備えた、最新式爆弾の一部を除き、使用・開発・製造・保有・移転などを禁止②原則八年以内に在庫を廃棄③不発弾を十年以内に処理④米国など非加盟国との軍事協力・作戦への関与を容認——などだが、参加国の合意取り付けのため、特に①と④項目が盛り込まれた。全面禁止に難色を示していた日本は、付帯条項を確認した上で、福田康夫首相が「ゴースイン」の政治判断を下した。十二月三日にオスロで署名式が開かれ、三十カ国が批准した段階で条約は発効する。

廃絶を訴え続けた『毎日』を評価

『毎日新聞』は、日本が禁止条約賛成に踏み出すよう求め、福田康夫首相の政治決断を促してきた。政府内の反対論を抑えて禁止に賛成した福田首相の判断を評価したい。姿勢を示した今こそ、日本は世界の先頭に立ってクラスター爆弾の廃絶運動を率いる決意を示してほしい。……まず、条約により、使用も保有も禁止される自衛隊のクラスター爆弾すべての廃棄を発表し、早急に実行すべきだ。すでに英独仏は自国のクラスター爆弾廃棄を表明している。日本政府は、敵の上陸侵攻を

防ぐ抑止力として保有すると説明してきた。日本本土を攻撃する敵国は、クラスター爆弾を恐れて上陸作戦を思いとどまるだろうか。住民の避難や不発弾の除去が完全に行えるかも疑問だ。クラスター爆弾は広い地域を制圧するため、軍事目標と市民を区別しない無差別の攻撃兵器だ。条約に参加する以上、全廃を前倒しして始めるべきだ。

……一九九七年採択の対人地雷禁止条約でも、日本政府には慎重論が強かったが、小渕恵三外相（当時）の判断で、方針を変え署名した。保有していた地雷一〇〇万個をすべて廃棄し、各国の地雷除去を助け、被害者支援を続けてきた。……対人地雷禁止条約の締結国が一五六カ国となり国際ルールとして定着すると、地雷は持っていないでも使えない兵器となってきた。米国もイラク戦争でクラスター爆弾は使ったが地雷は使わなかった。クラスター爆弾を世界中で実質的に使えない兵器とする取り組みを日本は推進してほしい」

「今こそ日本は廃絶の先頭に」と題した『毎日新聞』の社説（五・三十一）は非人道兵器の罪悪を余すところなく糾弾、「無差別爆撃から市民を守れ」と訴えており、力強い決意がにじみ出ていた。

『毎日』はここ数年、クラスター爆弾廃絶キャンペーンを展開しており、「STOPクラスター」と題する連載は注目を集めている企画だ。六月一日からは「第11部 条約案採択の陰で」を掲載。朝刊一面トップに掲げた「一通の手紙が、オスロ・プロセス参加国を震え上がらせた。手紙は、

米軍との共同作戦に支障を与えない条約にしてほしい、との趣旨を伝えてきた。送り主はライス米
国長官。5月初め、北大西洋条約機構（NATO）諸国に出した。複数国によると、書簡は『爆
弾の製造や貯蔵』（あらゆる）使用への支援』を
禁じる2項目の削除を求めた。：米国には禁止条
約で『米兵の命が危うくなる』危機感がある。圧
力は焦りの裏返しだ」（続き物①）との指摘は、
米国の焦燥を裏書きする記述だった。

先に紹介した条約骨子を点検すると、全会一致
を取り付けるため妥協があったことは明らかで、
『最新型』爆弾の容認と、米国など非参加国との
軍事共同作戦容認条項の追加によって、日英独仏
など慎重派が条約賛成に踏み切るきっかけになっ
たことは確かだ。『妥協の産物』とはいえ、「悪魔
の兵器」追放への突破口を開いた意義は絶大。今
後は日本が先頭に立って非参加国に対し、『廃絶圧
力』を強めていく独自外交が望まれる。

在京六紙朝刊（5・31）がそろって一面トップ
に扱う大ニュースと思っていたが、『産経』と
『日経』が五、六面に報じたのは意外だった。ま
た、五紙が論説で「福田首相の決断」を一応評価
し、『廃絶』への努力を訴えていたのに対し、『産
経』だけ真つ向から批判する主張を展開してい
た。「どうする安全保障の空白」と題し、「海岸線
で敵を撃退する唯一の防衛兵器を廃棄すること
は、日本防衛に禍根を残す」と述べていたのは、
軍縮努力に背を向けたあまりにも独善的な主張で

はなかるうか。

軍事大国のエゴ封じ込め

国際的NGOヒューマン・ライツ・ウォッチの
調査によると、クラスター爆弾は七十五カ国以上
が備蓄し、このうち日本を含む三十五カ国で百二
十種類を製造しているという。日本が保有してい
る爆弾は四種類で、調達総額は二百七十六億円。
廃棄費用は「空自だけで約百億円要する」（田母
神俊雄航空幕僚長の話）とのことで、陸自を含め
た廃棄費用も膨大だ。

NGOハンディキャップ・インターナショナル
によると、一九六五年以降、世界で少なくとも約
四億四千万個の子爆弾が落とされた。5―40%が
不発で確認された死傷者数は一万三千三百六人だ
が、十万人以上の推計もあり、保有七十五カ国の
うち十四カ国が、この残酷兵器を使ったという。

クラスター爆弾の生産・保有国の米（子爆弾
を約十億個保有）やロシア・中国・イスラエルな
どは「オスロ・プロセス」に参加せず、実効を危
ぶむ声もあるが、「クラスター爆弾禁止条約が発
効し、世界の大半が参加すれば、保有国への圧力
になり、やがては全廃につながる」と期待され
る」（『朝日』社説）わけで、「対人地雷禁止条約」
の前列が示すように、保有大国暴走の歯止めとな
り、使用できなくなるに違いない。

「日本は国際会議直前まで消極姿勢に終始して
いた。米国なども参加する特定通常兵器使用禁止
制限条約（CCW）での協議にこだわったからで

ある。しかし、CCWが進展しないために始まっ
た会議だ。リーダーシップをとれず、対米追従と
いう印象を与えたとしたら残念だ。十二月の調印
式に向け、日本はもっと存在感を示したい。先ず
自衛隊が保有する数千発の廃棄を急ぐべきだ。有
事が念頭にあるにしても、侵攻阻止のためクラス
ター爆弾を国内で使うのは現実的ではない。不発
の子爆弾除去のために、培ってきた地雷の探知技
術活用も大切だ。医療、リハビリなども技術支援
ができる。非参加国への呼び掛けも条約の柱だ。
世界の大多数の国が保有せず、開発せずの意思を
示した。その意思を力として、米（国）、ロシア、中
国など軍事大国へ働き掛けを強め、クラスター爆
弾廃絶への一歩としたい。それが日本の国際貢献
だろう」（『中国新聞』6・1社説）

「日本は大量破壊兵器などの軍縮や拡散防止に
協力してきた。想起すれば、小型武器問題につい
て国連での政府間専門家会議の議長国を務めるな
ど国際的枠組みづくりに貢献している。日本の禁
止条約加盟を非政府組織も評価している。日本の禁
のクラスター爆弾保有国に対し、この条約に加盟
するか、少なくとも国際世論を尊重して廃棄に向
けて協力するよう日本政府は主導的役割を果たす
べきだろう」（『東京新聞』5・31社説）との指摘
はもつともだ。沖縄県の二紙が、特に「米空軍嘉
手納基地でのクラスター爆弾配備」に警告を發し
た視点にも共感を深めた。

（池田龍夫＝ジャーナリスト）

放送時評

番組改編で原告の「期待権」認めず

NHKに求められる一層の自律性

「慰安婦」問題を扱ったNHKの番組が放送前に変更されたとして、取材協力をした市民団体がNHKと制作会社二社を訴えていたNHK番組改変訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は六月十二日、NHKらに損害賠償を認めた東京高裁判決を破棄、原告側の請求を退けた。これにより原告の逆転敗訴が確定した。

この裁判は二〇〇一年一月三十日にNHKが放送した「ETV2001 シリーズ 戦争をどう裁くか」第2回 問われる戦時性暴力」の取材に協力した市民団体「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（略称「バウネット・ジャパン」）が、法廷を取り上げると事前説明がありながら異なる放送内容になったとして、放送したNHKと番組制作にかかわった番組制作会社二社に賠償を求め、提訴したものである。

二〇〇四年三月、一審の東京地裁では、取材協力をしたバウネットの信頼を侵害したとして、番組制作に当たった制作会社であるドキュメンタリー・ジャパンの責任を問う判断を示し、同社の賠償を命じたが、NHK、NHKエンタープライズ21に対する損害賠償請求は棄却する判決が下された。バウネット側は判決を不服として控訴していた。

〇七年一月の東京高裁判決は、「NHKは、国會議員などの発言を必要以上に重く受け止め、その意図を付度して番組を改編」したことは、「編集権を乱用、自ら放棄したに等しく、原告の番組内容に対する期待と信頼を侵害した」として、バウネット側の「期待権」の侵害と制作者側の説明義務違反を認定。NHKと制作会社二社に計二百万円の賠償を命じる判決を下した。

高裁判決で特に注目を集めたのは、「期待権」に対する解釈であった。「取材者の言動などにより期待を抱くやむを得ない特段の事情がある場合、編集の自由も一定の制約を受け、取材対象者の番組に対する期待と信頼は法的保護に値する」とした上で、番組はバウネット側の期待権を侵害したとの判決を下した。

高裁判決が示した「期待権」の解釈をめぐっては、メディアの取材・報道活動を著しく拘束する可能性を含むことから、判決が出された直後から、メディアや言論法学者などの間で反発の声が上がるなど、「報道の自由」との関係性の中で、論議を呼ぶこととなった。

この高裁判決に対してはNHK側が即座に上告、「期待権」の解釈という点でも今回の最高裁の判断は広く注目されていた。

「ETV2001問題」とその背景

バウネット・ジャパンなどが主催した「女性国際戦犯法廷」の取材を中心とした「ETV2001 シリーズ 戦争をどう裁くか」第2回 問われる戦時性暴力」という番組には、放送予定を聞き付けた一部の政治団体が、放送前からNHK放送センターの周りで街宣行為を行うなどの動きもあった。さらに、そのような動きに呼応する形で、自民党の一部議員からも反発の声が上がっていたという。

番組制作に協力することとなったバウネット側には当初、制作担当者から取材対象となった「女性国際戦犯法廷」の冒頭から判決の部分までを取り上げるとの事前説明がなされていたという。

しかし、編集過程でNHK幹部から現場にインタビュー対象者の追加や編集に関する指示がなされ、実際に放送された番組では戦犯法廷の部分は十分程度で、昭和天皇の責任に触れた判決部分なども削除されたとされる。

加えて、放送直前に再度、NHK幹部からの指示により改変が行われ、同じシリーズの他の番組よりも数分間短いまま放送されるという異例の事態となった。

では、どうしてそのような命令が出されたのか。それは誰の判断だったのか。また、そのような判断に至る背景には何があったのか、当初から問題になっていた。

バウネットなど番組企画に協力してきた関係

者たちからは強い反発が起こり、NHKと番組制作会社、作者との放送業界独特の制作構造もあって、制作者側との対立は抜き差しならないものとなっていく。

そのような中で〇五年には、NHKのプロデューサーによる制作費使い込みの不祥事が発覚。その対応のまずさにより受信料の不払い運動が起こり、海老沢勝二会長が辞任に追い込まれる。当時、三期目の任期を迎えていた海老沢体制は、海老沢氏本人が報道局政治部記者出身ということもあって、政府・与党などへの政治的対応重視の姿勢が強かったとされる。それが、この不祥事とその後に対応により、視聴者から、NHKが本来、第一に向き合わなくてはならない視聴者よりも、政府や国会の方を重視していると反発を招き、不払い運動につながっていった。

NHKにとって予算・決算や経営委員会委員、NHK会長の人事は国会の承認事項であることから、政治的な対応をせざるを得ないという制度的な問題を内包している。それ故にNHKにとって、政治との距離は常にデリケートな問題である。

今回の「ETV2001」問題も、そのような海老沢体制の下で起こった事件であった。NHKと政治との距離の問題をより注目させることになったのが、「ETV2001」問題に関する〇五年一月の『朝日新聞』の報道である。

『朝日新聞』はスクープとして、同番組の放送

直前の改変には、政治家からの圧力があったと報じた。具体的には、同番組の放送前に、NHK幹部が自民党の有力議員である安部晋三氏、中川昭一氏の両衆議院議員から、同番組が「偏った内容」であるなどと指摘されていたと報道。これらの政治的圧力が放送直前の番組改変につながったとした。

これに対してNHKは、議員への面談時期や面談で交わされた内容などに誤認があると、『朝日新聞』の記事内容に真つ向から反論。また、中川氏は放送前の面談を否定、安倍氏は面談は認めたものの「圧力を掛けた」ことはないとの談話を表明する。

当時のNHK放送総局長であった松尾武氏も会見に臨み「政治的圧力や介入があったとは思っていない」と述べるが、『朝日新聞』は松尾氏が取材時に話した内容と異なると反論するなど、対立は泥沼化していった。

『朝日新聞』側は同年七月に、番組改変の経緯や取材・報道への指摘について説明した総括記事を掲載。また九月に、同社が委嘱した第三機関の調査を公表し、「自民党政治家の圧力で番組が改変された」という『朝日新聞』の報道は、「相応の根拠があった」ものの、一部は「確認取材が不足」だったとの結論を示したことで一応の決着とした。

他方、NHK側は〇五年四月にNHK内部に発足した「デジタル時代のNHK懇談会」で、「E

TV2001」問題は議論されたものの、その後はバウネットと裁判中であること理由に、この問題に関する視聴者に向けた総括や意見表明はなされてこなかった。

今回の最高裁判決と今後

今回、最高裁判所による判断が示されたことで、七年にわたった「ETV2001」問題も一応の区切りが付いた格好となった。

判決は注目された「期待権」に関しては、どのような放送をするかは放送法が規定している放送局の自律的判断に委ねられているのであって、「取材を受けた側の期待や信頼は原則的に法的保護の対象にならない」とし、保護の対象となるのは「取材対象者に格段の負担が生ずる場合」と限定。今回のケースはこれに当たらないとした。番組が改変されたことへのバウネットへの「説明責任」についても、「特段の事情」がない限り「法的な説明責任が認められる余地はない」として、バウネット側の主張を退けた。他方、焦点とされた「政治的介入」については判断を避けた。

最高裁の判断は表現の自由を規定した憲法二一条を尊重したものであり、メディアの取材に対して一定の理解を示したものとなっている。それ故にメディア側の自律性がより一層、問われることになる。もちろん、それはNHKに限ったことではないが、NHKは今回の問題の総括、検証を改めて視聴者に示す必要があるのではなからうか。

(音 好宏)上智大学教授

◎理事會・評議員會

(財)新聞通信調査会と(財)同盟育成会は五月二十七日、財団會議室で評議員會、理事會を開き、平成十九年度事業報告・決算報告、太平印刷株式の一部売却——などを原案通り承認、可決した。また、理事一人を選任した。

〔理事〕 鈴木 元(新任) 〓六月一日付

◎同盟クラブ理事會

同盟クラブは五月二十七日、會議室で理事會を開き、平成十九年度事業報告および決算を原案通り可決した。

新たな入会希望者二人の入会も承認した。

◎同盟クラブ會員總會

同盟クラブ(前田耕一會長)は六月三日、東京・内幸町の日本プレスセンターで第四十八回同盟クラブ通常會員總會を開き、平成十九年度事業・決算報告、同二十年度予算報告を原案通り承認した。

懇談に先立ち、前田會長が同クラブの存立時から今日までを振り返り「古野伊之助通信社史刊行會(後の新聞通信調査會)會長時代に、同盟人の結束を図ることを目的に設立したが、同時に同盟解散に伴い、同刊行會が同盟通信出身者に敬老年金を出すことを決めた。しかし、日比谷會館の売却、電気ビルから現在地に移転するなど財源捻出に四苦八苦した後、年金廃止を決め、やっと今日の正常の状態に戻した。古野氏の『同盟を思う気持ち』は忘れてはならないが、これからは形を

変え、共同、時事両通信社OBを中心に通信社を側面から支え、共通の場として大いに活用してもらいたい」と述べた。

続いて(財)同盟育成会の山内豊彦理事長が「四月に初めて、同盟通信社の岩永裕吉・古野伊之助両元社長の墓参をさせてもらい、先輩の遺徳を偲んだ。前田會長の言われるように、同盟クラブの形は変わるかもしれないが、これからは両通信社OBを中心に親睦を深めていくことは大切」と述べ、「乾杯」の発声の後、懇談に移った。

【悲報】

大森 啓二氏(おおもり・けいじ)元時事通信社編集局整理部長) 5月28日午前9時46分直腸がんのため死去、72歳。自宅は横浜市青葉区奈良町2423の126。喪主は妻操(みさお)さん。

◎通信社の資料提供を!

(財)新聞通信調査会(前田耕一理事長)は、通信社の歴史研究に取り組んでいます。戦前の資料が不足しております。お持ちの方の資料のご提供をお願いします。また、知人で資料をお持ちの方をご紹介願います。

提供された資料は調査研究後、複製、製本等で文化遺産として後世に伝える考えです。ご提供者には薄謝を差し上げます。

連絡先 〓〒一〇五-〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一-五-一六(晩翠ビル四階)
電話 〓〇三-三五九三-一〇八一

◎講演會

(財)新聞通信調査会と同盟クラブは六月二十五

日、東京都港区虎ノ門の同クラブで講演會を開いた。講師は共同通信社編集委員の石井勇人氏。演題は「日本の食を考える」だった。

寄贈の書籍・資料(33)

石川 隼人氏から

・「日めくりタイムトラベル昭和34年特集」ビデオ(NHKBS2、2008年4月12日放映「伝書鳩」)

目次(七月号)

巨大地震を考える……………中川 和之…1	就任百日で危機の李政権……………平井 久志…6
通信社の先輩が語る「私の体験記」①⑥……………石川 隼人…10	マスメディア関連の裁判を見る(37)……………佐藤 英雄…14
【メディア談話室】	
心もとなないメディアの対応……………藤田 博司…18	
【プレスウオッチング】	
クラスター爆弾廃絶に全力を……………池田 龍夫…20	
【放送時評】	
番組改編で原告の「期待権」認めず……………音 好宏…22	
【海外情報】	
①「WSJ」グローバル化に向け動き……………広瀬 英彦…9	
②CBS、ケプラーと再送信(課金交渉)……………金山 勉…13	
③地元紙「四川大地震」報道で奮闘……………木原 正博…17	

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)

発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一-五-一六
(晩翠ビル四階)

振替口座〇〇〇二〇一四-七三四六七番

印刷所 株式会社 太平印刷社

©新聞通信調査会2008